

四日市市職員通勤手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第41号

四日市市職員通勤手当支給規則の一部を改正する規則

四日市市職員通勤手当支給規則（昭和33年四日市市規則第6号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p data-bbox="293 741 392 775">附 則</p> <p data-bbox="209 799 515 833">1 から 9 まで （略）</p> <p data-bbox="236 860 812 952"><u>（名古屋鉄道株式会社及び東海旅客鉄道株式会社の運賃改定に係る経過措置）</u></p> <p data-bbox="209 978 820 1424"><u>1 0 令和6年3月16日に名古屋鉄道株式会社が実施する運賃改定及び同年4月1日に東海旅客鉄道株式会社が実施する運賃改定に起因して通勤のため負担する運賃の額が変更となる職員は、第3条第1項の規定にかかわらず、通勤の実情を任命権者に届け出ることを要しない。</u></p> <p data-bbox="209 1451 820 1664"><u>1 1 前項の場合において、任命権者は、職権により同項に規定する職員に支給すべき通勤手当の額を改定するものとする。</u></p> <p data-bbox="209 1691 804 1839"><u>1 2 第4条第2項の規定は、前項の規定により通勤手当の額を改定した場合について準用する。</u></p>	<p data-bbox="938 741 1037 775">附 則</p> <p data-bbox="853 799 1160 833">1 から 9 まで （略）</p>

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

（総務部人事課）